

構内遵守事項の徹底

関連会社や外部からの協力会社等に対し、同一場所での上下作業の禁止や機械作業時の防護具の着用等の構内作業の遵守事項を取決めた基準書に従い教育を行っている。

事業所名：九州冷熱（株）

所在地：北九州市

従業員数：19名

名称	構内遵守事項教育書記録	書式番号	A410-5-3/8	改定番号	5
	構内遵守事項				
	<p>④単独作業 単独作業は極力避けるようにし、単独作業となる場合は必ず見張りをつけること。</p> <p>⑤マンホール・機器開放の表示 イ.ケーブルダクト、マンホールの開放には、区画の設定を行い「関係者以外の立入禁止」、「内部作業中」、「開口部注意」の標識を行うこと。 エ.機器開放時は、養生シート等にて異物混入防止に努めること。</p> <p>⑥マンホール・機器の閉鎖 開口部を閉鎖する場合は、内部に忘れ物がないことを必ず確認し、機器等の最終閉鎖は当社担当者の立会いを受けること。</p>				
5	上下作業	<p>①同一場所での上下作業は原則として禁止する。</p> <p>②協力会社相互の情し合いで極力同時実施は避け、時間をずらして行うこと。</p> <p>③止むを得ず同時に実施する場合は、上段作業者は絶対に物を落とさないよう万全の対策を講ずること。</p> <p>④作業内容、作業工程等を相互連絡を密にして作業を進めること。</p> <p>⑤作業者は責任者の指示に従って行動し、指示された以外のはしないこと。</p> <p>⑥落下物の恐れがある作業では、その真下区域にはロープ等で危険区域を設定すると共に、立入禁止の標識を設置し落下受けネットを張った後、作業に着手する。</p>			
6	電気・機械作業	<p>①工具及び器具 工具、器具の使用前点検を必ず実施すること。尚、電動工具については原則としてアース付きを使用すること。</p> <p>②電源及び配電部 イ.電気、機械類の点検修理に際しては、当社工事担当者立会で電源スイッチ切り確認、作業中タグ取付けを確認してから実施すること。 エ.電気回路点検修理、解・結線作業時は必ず検電を実施すること。 ハ.作業電源は指定された場所から取り、電気器具は絶縁測定等、常に点検し完全な物を使用すること。尚、計器盤内の電源は使用しないこと。 ニ.充電部近くの危険箇所での作業は単独作業は行わず、安全監視人を配置する等常時監視を行い、特に注意して行うこと。 ホ.作業にあたっては作業内容と機器を十分確認し作業責任者の指示に従うこと。また、停電部と活線部を間違えないよう必ず表示しておくこと。</p> <p>③防護具 パイプ、鉄板等の突刺箇所には必ず防護服、その他所定の防護具を着用し突刺粉や切屑物から身を守る。また、粉塵やヒュームには保護マスクを着用すること。</p>			